

封書を使用した架空請求詐欺に注意！

最近、県外において、従来のハガキではなく、封書を使用した架空請求詐欺事案の相談が認知されました。

悪用された封書の特徴としては

- ・洋形(横型)封筒で左上に82円切手が貼られている
- ・消印は、世田谷区
- ・表面に朱色の重要な印影有り
- ・差出人の記載はなし

となっています。

開封すると

- ・総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

と題する

A4サイズの通知書(記載内容は、従来のハガキ版と同様のもの)1枚

が入っています。

実際に送られてきた通知書の内容

このような封書が届いても記載されている電話番号には絶対に連絡をしないで、警察に相談してください。

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

平成30年8月31日

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)288裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合、原告の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問い合わせください。

なお、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年9月7日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-6868-7378
受付時間 9:00~17:00(土日、祝日除く)

